

社会福祉法人双葉協会役員報酬支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人双葉協会の役員報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支払)

第 2 条 この規程に基づく報酬は、現金で支払わなければならない。

いかなる報酬も、この規程に基づかずに役員に対して支払い又は支給してはならない。

(報 酬)

第 3 条 役員に対しては、次により報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、年額 120,000 円以内
- (2) 理事の報酬は、年額 30,000 円以内
- (3) 監事の報酬は、年額 30,000 円以内
- (4) その他、役員が園外の会議、研修等に参加した場合には、日当 3,000 円以内で支給することができる。但し、役員本来の業務である役員会(理事会・監事会)、園内行事への出席については支給しない。

役員で施設の職員を兼ね、その施設より給与を受ける者については、報酬を支給しない。但し、業務執行理事の職に就く役員の場合は報酬については理事会において決定するものとし、支給時期は職員に準ずる。

(支給の時期)

第 4 条 役員報酬の支給時期は3月とする。

(附加規定)

第 5 条 役員報酬の支給は、定款第 8 条第 1 項の規定に基づき、毎年度末に於いて年間を通じての勤務(役員会出席等、役員職務執行)実態のない役員に対しては、規定報酬を支給しない。

年度中途に退任した役員及び補欠就任の役員に対する報酬は、いずれもその在任勤務期間に応じ、規定報酬の月割り算定額を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 10 月 30 日より施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から第 5 条を一部改正、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 21 年 3 月 4 日から第 3 条を一部改正、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 21 年 6 月 23 日から第 3 条(4)を一部改正、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から第 3 条を一部改正、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和元年 7 月 4 日から一部改正、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。